

別 紙

答申第 2 1 号 (諮問第 1 8 号)

答 申

1 審査会の結論

島根県教育委員会 (以下「実施機関」という) が本件異議申立ての対象となった個人情報 を非開示とした決定は妥当である。

2 本件諮問に至る経緯

- (1) 平成19年 2 月 6 日に本件異議申立人より島根県個人情報保護条例 (平成14年 3 月 26日島根県条例第 7 号。以下「条例」という) 第12条第 1 項の規定に基づく個人情報開示請求があり、同年 2 月20日に個人情報開示請求書について補正書の提出があった。
- (2) 本件個人情報開示請求の内容
「1986年度から1989年度での、
校及び 校の各校長及び各教頭による作成の、私についての勤務評定 (記述式も含む) 及び意見書 (内申書及び人事異動内申書など、人事異動意見具申書等及びその他で記入作成されたもの) の全部の交付」
- (3) この請求に対して、実施機関は、条例上の適用を受けない事務であるという理由により同年 2 月21日付けで非開示決定を行った。
- (4) この決定に対して、異議申立人は、本件個人情報の非開示を不服として同年 2 月 23日に異議申立てを行った。
- (5) 実施機関は、条例第34条第 1 項の規定に従い、同年 3 月29日付けで当審査会に諮問書を提出した。

3 異議申立人の主張

(1) 異議申立ての趣旨

本件非開示決定処分を取り消し、本件個人情報の全部開示を求める。

(2) 異議申立ての理由

異議申立人の異議申立書及び意見書による主張の要旨は次のとおりである。

ア 本人請求による本人の個人情報のときには、開示すべきであり、条例が不備があるいはその解釈の問題である。

イ 内申書及び人事異動内申書などについては、該当の公文書が作成されていない、とあるが、事実であるのか否か審査会で調査してもらいたい。

ウ 自己情報をコントロールする権利の保障に関わることで、個人情報の本人開示が保障されるべきであり、情報の原則公開をきっちり行ってもらいたい。公開された例 (答申) もある。

エ 憲法に基づき、国民 (県民) の知る権利がある。

オ 公開・開示による不利益が、非開示による利益を超えているとは言えないので、

開示すべきである。

カ 一人の職業上の重大な決定・判定に関わる行政の説明責任を果たしてもらいたい。管理職の意思形成過程を知りたい。

キ 非公開が前提での作成のもので、それを非公開とする理由とはなり得ない。よって、情報の原則公開を厳格に適用して公開すべきである。

ク 人事に関することを、実施機関は本人には了解もなく新聞発表とし公とした。このことの矛盾を考えてもらいたい。異議申立人の利益権利のために、異議申立人が欲している情報も公開・開示すべきである。しかも、異議申立人本人の個人情報も請求しているものである。

ケ 不利益を受けた者にこそ、逐次公開の必要があるのである。

コ 廃棄されている、とあるものについて、事実廃棄されてあるのか否かも審査会で調査してもらいたい。

サ 条例第15条により異議申立人の利益権利のために、全部開示をしてもらうべきものである。実施機関のいう、条例上の適用を受けないものではないものである。

4 実施機関の主張

実施機関から提出された非開示理由説明書による主張の要旨は次のとおりである。

開示請求の対象となった勤務評定、人事異動意見具申書の内容は、条例第4条第2項第1号に定める県職員等の人事に関する事務であるため、条例第11条第1項の規定に基づき開示請求の対象外として非開示決定した。

また、開示請求のあった「内申書及び人事異動内申書など」については、該当の公文書が作成されていない。なお、人事異動についての校長の内申に関する内容が人事異動意見具申書に記載されているが、これを非開示とした。

請求のあった文書のうち、1987年度、1988年度及び1989年度の人事異動意見具申書以外の文書については、すでに廃棄されている。

5 審査会の判断

(1) 条例第11条第1項について

条例第11条第1項では、何人に対しても、公文書に記録されている自己の個人情報について開示請求をする権利を認めているが、同時に開示請求の対象となる個人情報から条例第4条第2項第1号に掲げる事務に係るものを除くこととしている。

条例第4条第2項第1号に掲げる事務とは、県の職員及び市町村立学校給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する職員又は職員であった者に係る人事、給与、福利厚生等に関する事務である。

(2) 本件請求に係る個人情報について

地方公務員の勤務評定は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第40条第1項において、「任命権者は、職員の執務について定期的に勤務成績の評定を行い、その評定の結果に応じた措置を講じなければならない。」とされている。そして、開示請求の対象となる時期の本県立学校の教職員の勤務評定は、「県立高等学校等の職員の勤務成績の評定に関する規程」の定めるところにより実施機関が行うこととされてい

た。

また、人事異動意見具申書については、人事異動事務に利用するため実施機関が様式を定め、氏名、住所、採用年月日など教職員に関する基本的な情報の他、人事異動において考慮すべき事柄、校長の所見などを記載することとされている。

これらに係る事務は、いずれも条例第4条第2項第1号に掲げる人事に関する事務であると認められる。

(3) 実施機関の処分の妥当性について

条例第11条第1項では、開示請求の対象となる情報から条例第4条第2項第1号に掲げる事務に係るものを除くことを規定している。そして、本件請求に係る個人情報については、前述のとおり条例第4条第2項第1号に掲げる人事に関する事務に係るものであると認められるため、当審査会は、本件請求に係る個人情報を開示請求の対象とはならないものと判断する。

したがって、本件請求に係る個人情報を条例の適用外として非開示とした実施機関の処分は妥当であると認められる。

なお、異議申立人は、意見書において様々な主張をしているが、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

(4) 以上から、冒頭「1 審査会の結論」のとおり判断する。

なお、現行条例では、職員等又は職員等であった者に係る人事、給与、福利厚生等に関する個人情報(以下「人事等情報」という)を開示請求の対象から除外している。これらの情報については、使用者である県と被使用者である職員との関係に基づく内部管理情報であり、これらの情報の開示を求めることを権利として認める場合、他の県民等との関係において権利の一部に均衡を欠くことから、開示請求の対象から除くものとされている。

しかし、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)が平成17年4月から完全施行されており、民間の個人情報取扱事業者の従業員に関する個人情報については開示請求の対象とされていることからすると、他の県民等との関係において権利の一部に均衡を欠くという説明はもはや成り立たない。また、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号)においても、人事等情報を開示請求の対象から除外していない。

確かに、人事等情報は県の内部管理情報ではあるが、一方で適正管理を義務づけられた県の保有する個人情報であることに変わりはない。したがって、上記の新たな状況を踏まえると、他の個人情報と同様に開示請求の対象とするよう条例の見直しが検討されることを望みたい。

(諮問第 1 8 号に関する審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
平成 1 9 年 3 月 2 9 日	実施機関から島根県個人情報保護審査会に対し諮問
平成 1 9 年 8 月 2 8 日	実施機関から非開示理由説明書を受理
平成 1 9 年 9 月 3 日	異議申立人の意見書を受理
平成 1 9 年 1 0 月 1 8 日 (審査会第 1 回目)	審議
平成 1 9 年 1 2 月 1 3 日 (審査会第 2 回目)	審議
平成 2 0 年 1 月 1 0 日 (審査会第 3 回目)	審議
平成 2 0 年 2 月 7 日 (審査会第 4 回目)	審議
平成 2 0 年 3 月 1 3 日 (審査会第 5 回目)	審議
平成 2 0 年 5 月 2 8 日	島根県個人情報保護審査会が実施機関に対し答申

(参考)

島根県個人情報保護審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
笠井 耕助	元 (株) 山陰中央新報社論説委員	会長代理
片岡 佳美	島根大学法文学部准教授	
藤田 達朗	島根大学大学院法務研究科教授	会長
古津 弘也	弁 護 士	
本藤三世子	(財) しまね女性センター経営委員	